

と「ソーシャル・キャピタル」とに重ね合わせることができるのである。

第3章では、以上のような視点から、ジェラルド・G・マーテンの「ヒューマン・エコロジー」というパラダイムとロバート・D・パットナムの「ソーシャル・キャピタル」という概念を用いて、上越後と竹の台地区の取り組みを再検討することとした。「人間社会とその環境は、相互に結びついたひとつのシステムを形成する」とするマーテンの「ヒューマン・エコロジー」というパラダイムは、「社会システム」と「生態系（エコシステム）」の相互作用から地域の重要な機能の1つである「持続可能性」を捉えようとする試みである。マーテンの議論の本研究における意義は、「持続可能性」への可能性として社会組織の「適応的發展—変化に対する制度的な能力—」を重視し、また、社会セクターが適応的發展のための「触媒」的役割を果たすことの可能性を指摘している点にある。

また、パットナムの「ソーシャル・キャピタル」論は、これまでの上からの地域住民組織の再編がなぜ成功しなかったのかを説明してくれる。パットナムは、ソーシャル・キャピタルを「調整された諸活動を活発にすることによって社会の効率性を改善できる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴」と定義づけ、それが地域における制度パフォーマンスを左右することを南北イタリアの比較により導き出した。つまり、これまでの行政による機械的な線引きとそれに基づく受け皿の設置は、それ自体が地域住民のソーシャル・キャピタルを高めることはない。より重要なことは、地域におけるソーシャル・キャピタルを高め得るような「仕組み」をどう創るかということなのである。

さて、上越後と竹の台地区の試みは、「ヒューマン・エコロジー」と「ソーシャル・キャピタル」という2つの分析枠組みを得て、より一層、地域住民組織と社会セクターの連携の意義を示している。そして、そうした“地域からの挑戦”が、今後の地域づくりに与えるインパクトは大きい。それは、これまでの地域住民組織それ自体の是非を問うような「町内会論争」に終止符を打ち、地域に関わる多様な主体の参加を前提とする地域主導型の地域づくりへの転換を意味しているのである。

要 旨

国家神道体制と政教関係

— 国家神道体制復活杞憂論について —

龍 山 智 海

はじめに

日本は信教の自由を保障し制度的に政教分離原則を導入することにより、国家と宗教の分離を明らかに定めた国家の一つにあげられる。しかしこの制度の運用には多くの困難が伴う。さらに戦後、日本において政教分離の原則が神経質なまでに問題とされるのは、神道が国家主義と結びつき国家神道体制を確立させ軍国主義の基盤となり、神国日本のもと戦争という悲劇を招いたことへの反省からきていることは言うまでもない。その点からも、日本における政教分離をとりまく憲法状況は多くの問題を内包しているものといえる。

そこで本稿は、我が国における政教関係の実態について、我が国が国家神道体制をとった歴史的経過やその本質的内容を考察し、基本的に政教分離の程度を緩和していると言えるその制度の運用状況、さらには憲法改正という近時のアクションによってさらに政教分離の程度の緩和に拍車がかかろうとしている現

状を踏まえ、軍国主義・超国家主義の象徴であった国家神道体制復活の可能性に警鐘を鳴らしながら、社会的背景・学説・判例を検討しそのあり様を考察するものである。

第一章 国家神道体制

本章では、軍国主義・超国家主義の基盤となった国家神道体制の本質的内容、及び形成過程を検討し、日本国憲法において政教分離制度を導入するに至るまでの経過を考察する。特にここでの国家神道そのものの概念に関する議論は、国家神道復活（消滅）の議論にもつながるものであり、重要な意味合いをもつものと言えよう。

第二章 津地鎮祭訴訟

本章では、日本で最初に本格的に政教分離について論じられた裁判である津地鎮祭訴訟を取りあげる。特に政教分離裁判のリーディングケースとなった津地鎮祭訴訟最高裁判決で採用された目的・効果論は、その後の政教分離裁判で援用されることとなり、確立した理論として判例上決着をみたものといえる。また、津地鎮祭訴訟最高裁判決以降、目的・効果論に準じて国家神道消滅論と社会的儀礼論という理論が形成されたのであるが、政教分離裁判を論じる上でこの二つの理論が重要な意味合いを持つものになっていることを示す。

第三章 国家神道消滅論と社会的儀礼論

本章では、国家神道消滅論と社会的儀礼論について検討する。国家神道消滅論というのは、戦前・戦後という歴史認識に立ち、国家神道を天皇制ファシズム期の象徴としてとらえ、国家神道は既に消滅しているとして、政教分離の程度を緩和する判断である。しかし、国家神道を一様のものとはしないで段階的に踏まえるならば、「国家神道消滅論」は楽観的であり疑わしいものと考えられることに注意したい。また社会的儀礼論というのは当該行為が宗教的行為ではなく一般人が日常行うような社会的儀礼行為であるとして、政教分離の程度を緩和する考え方である。社会的儀礼論については、現代の神社非宗教論と評価でき、国家神道体制を復活させる危険性を感じさせるものであると警告する。

第四章 憲法改正と政教分離

本章では、政教分離に関する憲法改正案についてとりあげる。この憲法改正案が正当化された場合、「社会的儀礼の範囲内」の文言によって我々は常に国家・地方公共団体と宗教との関わりを甘受することを強制される危険性があることを指摘する。

おわりに

本稿は、目的・効果論の援用、それに準じて国家神道消滅論、社会的儀礼論の論理の展開、さらには政教分離原則に関する憲法改正に向う動き等、政教分離の程度を緩和するアプローチについて検討し、本当に国家神道体制復活の問題は杞憂なのであろうか疑いを持ちながら議論を進めた。我々は国家神道体制復活杞憂論に疑いを持つべきであり、国家神道（体制）の的確な研究、そして正確な理解こそが、我々の自律した権利の保障のためには必要なことであると考ええる。